令和6年度事業報告書

令和6年4月1日より令和7年3月31日における事業内容は次のとおりである。

1. 事業報告について

1) JAS法に基づく炭酸飲料及び果実飲料の製造業者の認証等

JAS法に基づく登録認証機関として本会に設置する判定審議委員会を令和6年度に3回開催し、新規認証届のあった炭酸飲料2工場(アシードブリュー株式会社宇都宮飲料工場、同東広島飲料工場)及び果実飲料2工場(コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社えびの工場、アシードブリュー株式会社東広島飲料工場)について審査・判定を行い、また、認証後の技術的基準に適合しているかを確認する調査を炭酸飲料42工場、果実飲料34工場について行った。

また、令和7年3月31日現在の種類別の認証工場数は炭酸飲料52工場、果実飲料44 工場となった。

2) 委託契約による格付のための試料の検査業務

認証工場と格付のための試料の検査について委託契約を締結した当該認証工場からの 検査依頼申請に基づく試料の検査を行った。

その格付実績は、別添のとおりであるが、炭酸飲料については、一部製品の格付廃止に伴い前年度比では90.5%の水準となっている。また、果実飲料については、直接飲料の一部アイテムが好調なこともあり31.7%増と引き続き前年を上回った。

3) 規格証票の登録業務

包装又は容器に格付前にあらかじめ格付の表示(JASマーク)を付すことについて 認証工場から登録申請があったので、「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示 の方法」並びに「炭酸飲料、果実飲料の日本農林規格」に基づく審査・登録を行った。

4) 炭酸飲料及び果実飲料の表示の指導の実施

炭酸飲料及び果実飲料の表示について、食品表示法及び果実飲料等の表示に関する公 正競争規約等に基づいて表示の指導を行った。

5) 果実飲料・炭酸飲料のJAS認証工場品質管理者等専門講習会の開催

令和7年1月30日~31日、果実飲料・炭酸飲料に関する品質管理担当者及び格付担当 予定者を対象に品質管理・格付業務の知識及び技術並びにJAS制度等についての専門 講習会を受講しやすさや参加者の旅費縮減の観点から引き続き Web にて開催した。受講者数は 34 名で受講者には、JAS認証工場の技術的基準に基づく資格が付与された。

6) 広報事業の実施

炭酸飲料及び果実飲料に関する公正な知識の啓発・普及と客観的な知識の情報行うため「清飲検協会報」をホームページに掲載した。また、ホームページにより、毎月のJAS格付数量、財務諸表、JAS認証事業者名等を公表した。

2. 総務事項

- 1) 令和5年度の消費税申告及び確定申告書を芝税務署(令和6年5月29日)及び港都税事務所(令和6年5月29日)に提出した。
- 2) 令和7年度償却資産申請書を令和7年1月22日、港都税事務所に提出した。

3. 会議の開催

1) 監査会

令和6年5月9日

令和5年度事業報告書及び令和5年度財務諸表等の監査を行った。

2) 定時理事会等

令和6年5月29日

令和6年度第1回定時理事会を開催した。

提出議案

第1号議案 令和5年度事業報告書に関する件

第2号議案 令和5年度財務諸表に関する件

第3号議案 令和6年度定時評議員会の開催に関する件

令和7年3月25日

令和6年度第2回定時理事会を開催した。

提出議案

第1号議案 令和7年度事業計画書(案)に関する件

第2号議案 令和7年度収支予算書(案)に関する件

第3号議案 令和6年度事業状況報告に関する件

第4号議案 登録認証機関の更新に関する件

第5号議案 規程の変更に関する件

3) 定時評議員会

令和6年6月27日

令和6年度定時評議員会を開催した。

提出議案

第1号議案 令和5年度財務諸表に関する件

第2号議案 任期満了に伴う評議員の選任に関する件

報告事項

- (1) 平成5年度事業報告に関する件
- (2) 令和6年度事業計画書及び令和6年度収支予算書に関する件

4) 判定審議委員会

第1回は令和6年6月18日に、第2回は9月26日に、第3回は令和7年3月28日 に判定審議員会を開催し、それぞれ新規認証の審議を行った。

5) 公平性委員会

令和7年3月12日

外部委員3名を含む5名で構成する令和6年度の公平性委員会を開催した。公平性を 阻害するリスクはなく、公平性は担保されているとの評価を得た。

6) 認証業務内部監査

令和7年3月7日

令和6年度のJAS認証業務に関する内部監査を行った。外部委託の監査員から認証業務は適正に処理しているとの報告書を得た。

7) マネジメントレビュー会議

令和7年4月7日

役職員による認証に関する業務見直しに関するマネジメントレビュー会議を行った。結果、見直しの必要はないと判断した。

8) 関係団体の会議

(一社) 日本農林規格協会の通常総会、連絡協議会及び(一社)全国清涼飲料連合会の研究会の理事会並びに(一財)食品産業センターの企業・団体連絡協議会及び果実飲料公正取引協議会等の会議に出席(書面によるものも含む。)した。

4. 事業報告附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条 3 項に規定する事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以上